

**特定**社会保険労務士とは、

**紛争解決代理業務**に従事することのできる社会保険労務士のことです。特定社会保険労務士になるためには、社会保険労務士が、厚生労働大臣が定める研修を経て、紛争解決手続代理業務試験（国家試験）に合格し、試験に合格した旨を社会保険労務士名簿に付記を受けることが必要です。

これは、労使間トラブルの急増に対し、裁判外での迅速な解決が有効であることから、**2007**年に社会保険労務士に新たに権利付与された制度です。したがって、社会保険労務士の上位資格ではなく、従来の業務に加えて行える業務の付記資格です。

名簿への付記には、紛争解決手続代理業務試験合格が求められる為、労働法規に精通した社会保険労務士として一定の評価を受けています。